

令和8年度 埼玉大学ダイバーシティ推進センター研究補助等雇用支援制度実施要項

1. 趣旨

この制度は、妊娠、出産、育児、介護、看護、療育中の埼玉大学（以下「本学」という）常勤教員を対象に、研究補助者を雇用し、妊娠、出産、育児、介護、看護、療育のために制限される研究活動を支援するための経費を措置することを目的とする。

2. 支援対象者

研究活動の支援を必要とする本学の常勤の教員で、以下のいずれかに該当する者。ただし、外部資金の直接経費として当該年度に1,000万円以上有している場合は本支援の対象外となる。

- ①本人又は配偶者が妊娠中の者
- ②小学校6年生までの子を育児している者
- ③親族・配偶者の介護をしている者
- ④親族・配偶者の病気看護および障害児・者の療育など上記に準じる理由のある者

注：上記の「親族」は原則として二親等以内の親族を指す。「配偶者」は事実婚、同性パートナーも含む。

3. 支援内容

- ① 支援期間 令和8年6月1日以降できるだけ早い時期～令和9年3月31日までの期間
- ② 支援上限 期間内に60万円以内
※申請金額が支援額になるとは限らない。

参考

給与 1,317円～1,561円/時間（経験年数による）

賞与 6月期 12月期の年2回（支給額は時給、勤続月数により変動）

注：ただし、当該期間中に、上記「2」の利用資格を失った場合は、研究補助者の合意のもと、当初の予定期間の終了を待たずに研究補助者の配置を終了することがあります。また、支援を必要とする期間が1ヶ月以内の場合、謝金扱いとなる場合があります。その場合、研究補助者の時給は、1,300円/時間となります。

4. 研究補助者が従事する主な業務

研究補助者は支援対象者（又はその代理人）の指示に従って下記の業務を行う。

【業務内容】

- ・ 支援対象者の実験・調査補助
- ・ データ入力・分析、解析補助
- ・ 論文作成、学会発表準備の補助
- ・ 情報の検索・収集
- ・ 翻訳、報告書の作成、資料整理
- ・ その他の研究業務

注：研究補助者は利用申請者の指示に従って業務を行います。下記の場合は認められません。

- 支援対象者以外の者に対する補助業務
- 支援対象者が本来すべき教育研究活動の代替業務（例：講義の代講）
- 勤務時間中に補助業務以外の活動へ従事すること

5. 申請方法

研究補助者等の支援を希望する者は、令和8年4月27日（月）16時までに以下の申請書記入フォームから申請してください。

【申請書記入フォーム】 <https://forms.office.com/r/RSPxZVDcEa>

その後、以下の書類をダイバーシティ推進センターに学内便で送付する。

・ 各種証明書

- ① 妊娠・出産を理由とする場合：
 - 母子健康手帳の写し
- ② 育児を理由とする場合：
 - 子供の年齢を証明できるもの（健康保険証、住民票など）の写し
- ③ 介護を理由とする場合：
 - 市町村による要介護認定等（介護保険被保険者証など）がある場合にはその写し。ない場合には別途相談。
- ④ 看護・療育を理由とする場合：
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある場合には、その写し。ない場合には別途相談。看護の場合には、その必要性を証明できるもの（診断書、主治医の意見書等）の写し。

6. 選考

申請書に基づき、ダイバーシティ推進センターにおいて選考します。選考の際、各種証明等の提出を求める場合があります。

注：選考にあたっては、申請書記載内容をもとに、補助者配置の必要性を総合的に判断します。審査選考の結果（支援の有無、支援額）は、ダイバーシティ推進センターより直接申請者本人に通知します。予算の都合上、申請金額から減額する場合、雇用

開始期間が短縮する場合があることをご承知おきください。

7. 実施終了後

支援者は、実施終了後の報告書で、支援を受けて得られた研究成果などを報告してください。回答の有無は次年度の審査に影響することがあります。

※R7年度に補助を利用した方で、R8年度も申し込まれる場合は、申し込み締切日までにR7年度の報告書を必ずご提出ください。